

令和7年8月1日
沖縄県知事公室 危機管理課
不発弾対策班

【お知らせ】 住宅等開発磁気探査支援事業 関係資料の更新について

以下の資料の更新を行いましたので、令和7年8月1日より公表します。

1. 沖縄県住宅等開発磁気探査費補助金交付要綱

適用開始日：令和7年7月15日

2. 様式集

適用開始日：令和7年8月1日

3. 申請書チェックリスト

適用開始日：令和7年8月1日

沖縄県住宅等開発磁気探査費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、民間による住宅等の建設予定地（以下「民間工事予定地」という。）における磁気探査を促進するため、予算の範囲内において、知事が認めた磁気探査費用全額について、沖縄県住宅等磁気探査費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象者)

第2条 前条の補助金の交付は、県内の民間工事予定地において磁気探査を行おうとする住民や事業者等の建築主（以下「施主」という。）に対し行うものとする。

(補助金交付の範囲)

第3条 補助金の交付の範囲は、民間工事予定地において必要と認められる磁気探査（水平探査、鉛直探査、確認探査）に要する費用とする。

2 水平探査の面積については、民間工事予定地の敷地内において必要と認められる範囲とし、深さについては、1メートル以内とする。ただし、不発弾等の埋没可能性が極めて高い等の事由による場合は、深さについては5メートル以内とし、民間工事予定地に盛土を行った場合、又は土砂崩れ等による土砂のたい積等が生じた場合は、その盛土又はたい積等の部分の厚さに5メートルを加えた深さを限度とする。さらにこれにより難しい場合は、知事の承認を得た深さを限度とする。

3 水平探査を実施することが技術的な理由又はその他の理由により困難であると認められる場合は、知事の承認を得て鉛直探査を実施することができるものとし、その範囲については、前項を準用するものとする。

4 施主が行う建築工事に必要な土留め等の仮設費用、掘削や埋戻し等の土工費用等は含まないものとする。

5 申請年度内に完了する磁気探査であること。

ただし、特段の事情があると知事が認める場合はこの限りではない。

(補助金の額)

第4条 交付する補助金の額は、前条に規定する費用とする。

2 前項の規定に関わらず、補助金の交付額の総額は、毎年度の予算の範囲内とする。

3 補助金交付決定額は下記ア、イのうち、いずれか低い金額とする。

ア. 第6条に基づき補助金交付申請時に提出があった磁気探査業者の見積額のうち、最も安価な見積価格

イ. 「沖縄における不発弾等探査等査定単価表」等に基づき知事が算出した磁気探査費用

(事前協議)

第5条 補助金の交付の申請を行おうとする者は、沖縄県住宅等開発磁気探査支援事業申請予定票(様式第1号)を民間工事予定地の市町村へ提出し、知事と事前協議を行わなければならない。

(申請の手続き)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、沖縄県住宅等開発磁気探査費補助金交付申請書(様式第2号)に、知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書の作成に際しては、最も経済的な方法で磁気探査を実施する条件で、県が策定した入札参加資格者名簿登録業者の中より3業者以上から見積書を徴し、提出しなければならない。ただし、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止措置を受けている者の見積書は、無効とする。

(交付決定)

第7条 知事は、交付申請があった場合において、当該交付申請に係る内容を審査し、補助金を交付すること又は交付しないことを決定したときは、速やかに沖縄県住宅等開発磁気探査費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により、その旨を当該申請者に対し通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付の申請を取下げようとするときは、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に知事に対し、沖縄県住宅等開発磁気探査費補助金交付申請取下

げ書（様式第4号）を提出しなければならない。

（磁気探査契約）

第9条 補助金の交付を受けて磁気探査を行おうとする者は、第7条の交付決定通知を受けた後でなければ、磁気探査業者と契約してはならない。なお、契約業者は、第6条第2項の入札参加資格者名簿登録業者より選定しなければならない。ただし、入札参加資格者名簿登録業者が「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止措置を受けている場合は選定することはできない。

（事業の着手）

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、30日以内に磁気探査に着手しなければならない。

（着手の届け出）

第11条 補助金の交付決定を受けた者は、前条の規定により磁気探査に着手した場合は、速やかに知事に届け出なければならない。

（変更交付等の申請手続き）

第12条 交付決定の内容に変更がある場合は、速やかに知事に申請しなければならない。

2 前項に基づき補助金変更交付等の申請を行おうとする者は、沖縄県住宅等開発磁気探査費補助金変更交付等申請書（様式第9号）に、知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（追加交付決定）

第13条 知事は、変更交付等の申請が金額の変更を伴う内容であった場合において、当該交付申請に係る内容を審査し、補助金を交付すること又は交付しないことを決定したときは、速やかに沖縄県住宅等開発磁気探査費補助金追加交付（不交付）決定通知書（様式第10号）により、その旨を当該申請者に対し通知するものとする。

（完了報告及び完了検査）

第14条 補助金の交付を受けようとする者は、磁気探査が完了したときから14日以内又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに沖縄県住宅等開発磁気探査費補助金完了報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

2 第3条第5項において知事が認めたものについては、完了期限から

1 4日以内に沖縄県住宅等開発磁気探査費補助金完了報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前2項の報告書の提出を受けた日から10日以内に、検査を実施しなければならない。

4 申請者は、前項に従い知事が実施する完了検査を受けなければならない。

（額の確定）

第15条 知事は、前条の報告を受けた場合は、報告書等の書類を審査し、実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、沖縄県住宅等開発磁気探査費補助金額確定通知書（様式第6号）により、補助金の交付を受けようとする者に通知する。

（補助金の請求）

第16条 補助金の交付を受けようとする者は、前条の額の確定通知を受けたときは、直ちに沖縄県住宅等開発磁気探査費補助金請求書（様式第7号）に委任状（様式第8号）を添えて知事に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第17条 補助金の交付は、前条の委任状受任者預金口座への補助金の額の振込みにより行うものとする。

（交付決定の取消し）

第18条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定を取り消すことができる。

（1）当該交付決定に係る交付申請が、偽りその他不正の行為によるものであるとき。

（2）交付要綱及び交付決定通知書の内容が履行されていないと認められるとき。

（3）その他、知事が特に必要と認めるとき。

（補助金の返還）

第19条 知事は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、その全部又は一部について返還させることができるものとする。

(補足)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月2日から施行する。

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

この要綱は、平成30年3月26日から施行する。

この要綱は、平成31年1月16日から施行する。

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

この要綱は、令和7年7月15日から施行する。

[市町村への提出様式]

様式第1号(第5条関係)

令和 年 月 日

沖縄県住宅等開発磁気探査支援事業申請予定票

(受付について)

- 下記の全ての項目をご確認のうえ、**建築を予定している各市町村の窓口へ提出**してください。
- 土・日・祝祭日の提出、お問い合わせはできません。

(注意事項)

- この申請予定票は、申請にあたって県の担当者と事前確認を行うためのものです。
- 事前確認は、申請書の書き方、添付書類の準備など実務的な内容の確認を行います。
- 事前確認の日程調整のため、下記に記載された電話へ連絡します。
記入にお間違えのないようご確認ください。

申請予定時期:

磁気探査費用(概算):

建築種別^{*1}: ①住宅 ②共同住宅 ③保育園・幼稚園 ④学校 ⑤福祉施設 ⑥病院
⑦事業所・店舗 ⑧太陽光発電 ⑨集会所 ⑩工場 ⑪ホテル ⑫その他
*1建築種別は①～⑫の項目のいずれか一つを○で囲って下さい。

民間工事予定地の住所:

(ふりがな)

氏 名: (申請者^{*2})

電話番号:

*2必ず記載すること。法人の場合は法人名と代表者名を記載すること。

(ふりがな)

氏 名: (磁気探査業者^{*3})

電話番号:

*3県が策定した入札参加資格者名簿登録業者^{*4}の中から選定すること。

*4下記URLの「住宅、アパート、マンションなどの建築を考えている皆様へ」を参照。

<http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/chijiko/bosai/index.html>

(ふりがな)

氏 名: (建築業者)

電話番号:

沖縄県住宅等開発磁気探査費補助金交付申請書

沖縄県知事 殿

申請者住所

氏 名

(法人の場合は法人名と代表者名を記載すること。)

電話番号

次の民間工事予定地に関する磁気探査費補助金の交付を受けたいので、沖縄県住宅等開発磁気探査費補助金交付要綱第6条に基づき、関係書類を添えて申請します。ただし、チェックリストの履行及び磁気探査数量の写真が確認できない場合は第16条に基づく補助金の請求はしません。

民間工事予定地の所在	住居表示		
	登記地番		
土地の概要	登記地目	登記面積	m ²
補助金交付申請額	円		
磁気探査 予定数量	水平探査 表層探査		m ²
	水平探査経層探査0.5m		m ²
	水平探査経層探査1.0m		m ²
	水平探査経層探査1.5m		m ²
	水平探査経層探査2.0m		m ²
	水平探査経層探査2.5m		m ²
	水平探査経層探査3.0m		m ²
	水平探査経層探査3.5m		m ²
	水平探査経層探査4.0m		m ²
	経層合計 m ²		
※簡易探査機器による探査は協議して実施する。			
確認探査		点(0.5m ² /点)	
鉛直探査 探査本数		本	
探査延長計		m	
磁気探査期間	令和 年 月 日 着工(予定) ~ 令和 年 月 日 完了(予定)		
建築工事期間	令和 年 月 日 着工(予定) ~ 令和 年 月 日 竣工(予定)		
土地所有者	住所/電話	/Tel	
	氏 名		
磁気探査業者 (予定)	会社名/ 代表者名	/	
	住所/電話	/Tel	
	担当者名/ 連絡先	/Tel	

※ 申請者は、施主とする。

※ 経層探査と鉛直探査は、特別な事由がある場合にのみ申請できる。

※ 磁気探査着手予定の1ヶ月前までに、交付申請を行うこと。

※ 確認探査は、当初積算では水平探査面積計5,000m²あたり12点と計上し積算する。

【添付書類】

- ☐ 磁気探査理由
- ☐ 案内図
- ☐ 計画図(敷地面積、建築面積、探査範囲(面積、深さ)が確認できるもの)
※経層探査、鉛直探査がある場合は、設計図面、土質ボーリング柱状図、貫入深度計算結果を添付すること。
- ☐ 現況写真(敷地全体が確認できるように撮影し、撮影の日付を入れる。また、撮影方向がわかる図を添付する。)
- ☐ 磁気探査見積書(県が策定した入札参加資格者名簿^{*1}に登録された業者のうち3業者以上)
*1下記URLの「住宅、アパート、マンションなどの建築を考えている皆様へ」を参照。
<http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/chijiko/bosai/index.html>
- ☐ 民間工事予定地であることを確認するための資料(下記①~③のいずれか一つを提出)
①建築確認済証の写し(確認が下りていない場合は建築確認引受証の写し)
②開発行為許可通知書の写し(許可が下りていない場合は開発行為許可申請書の写し)
③上記①②が提出不可の場合、別途協議して定めた資料
- ☐ 土地登記簿及び公図の写し
- ☐ その他必要な書類

沖縄県住宅等開発磁気探査費補助金交付申請書 チェックリスト 1/4

※令和7年8月1日以降に申請を行う案件から適用する。

申請者(施主) 電話			工事予定地			
申請書作成者	会社名				電話	
	担当者		電話		審査	
県防災危機管理課	担当者		技術支援員		探査着手希望日	

チェック項目	確 認		備 考
	申請側	県 側	
【申請書】			
1 受付票は、添付されているか。	☐	☐	
2 申請者は、施主であるか。	☐	☐	
3 申請者(施主)と土地所有者が違う場合、土地所有者の同意を得ている。	☐	☐	
4 申請者の氏名、ふりがな、電話番号の記入もれはないか。	☐	☐	
5 申請者と建築確認済証または確認申請引受証の氏名及び住所の記入は、一致しているか。	☐	☐	
6 民間工事予定地の所在の住居表示・登記地番は、登記簿の所在(小字まで記入)は、適切であるか。	☐	☐	
7 民間工事予定地の所在が複数で申請書に表記できないのは、【〇〇地番、他〇〇筆】と記入し土地登記簿の前に地番と面積一覧表が添付されているか。	☐	☐	
8 経層探査と鉛直探査を実施する理由は、適切であるか。	☐	☐	
9 確認探査の当初数量は、最低2点(0.5m3/点)以上とする。 ※但し、鉛直探査のみであれば0点とする。	☐	☐	
10 磁気探査見積書の確認探査数量は、m3単位になっているか。	☐	☐	
11 申請書の磁気探査数量は、整数で記入し端数切捨てされているか。 ※但し、確認探査については、1点毎(0.5m3毎)で表記する。	☐	☐	
12 磁気探査着手予定日は、建築着手事前の磁気探査期間を考慮しているか。	☐	☐	
【探査図面】			
1 図面目録は、添付されているか。	☐	☐	
2 建築施工方法等に対して経済性を考慮された、探査方法、経済比較図になっているか。	☐	☐	
3 水平探査面積は、磁気反応する既存工作物等を考慮した面積になっているか。	☐	☐	
4 鉛直探査は、もっとも経済的な配置計画になっているか。	☐	☐	
5 特別な場合を除き図面の縮尺は、1/100、1/200、1/250、1/300、1/500、1/600のスケールで測れる縮尺になっているか。	☐	☐	
6 原則として文字数字は、2.0mm以上になっているか。	☐	☐	
7 平面図に方位は、記載されているか。	☐	☐	

沖縄県住宅等開発磁気探査費補助金交付申請書 チェックリスト 2/4

チェック項目	確認		備考
	申請側	県側	
【数量計算書】			
1 数量計算は、計算段階で小数点第2位を四捨五入1位止めとし、最終数量で切捨てとし、整数止めになっているか。	☐	☐	
2 計画探査図面数量から数量計算書への計上は、整合が図られているか。	☐	☐	
3 数量計算書は、2人以上でチェック✓されているか。	☐	☐	
【添付書類】			
1 探査場所の案内図は、沖縄位置図・国道県道が含まれる図・見取り図が添付されているか。	☐	☐	
2 計画図（敷地面積、建築床面積、探査範囲（面積、深さ）が確認できるもの）が添付されているか。	☐	☐	
3 経層探査、鉛直探査がある場合は、設計図面、土質ボーリング柱状図、貫入深度計算結果は、添付されているか。	☐	☐	
4 現況写真（□敷地廻り及び全体が確認できるように撮影する。□撮影日付記入。□撮影方向がわかる図）が添付されているか。	☐	☐	
5 磁気探査見積書（県が策定した入札参加資格者名簿に登録された業者のうち 指名停止措置を受けていない 3業者以上）の日付は記入 な って さ れているか。	☐	☐	
6 民間工事予定地であることを確認するための資料（下記①又は②③のいずれか一つ）が添付されているか。	☐	☐	
① 建築確認済書の写し（確認が下りていない場合は確認申請引受証の写し）	☐	☐	
② 開発行為許可通知書の写し（許可が下りていない場合は開発行為許可申請受理書等の写し）	☐	☐	
③ 上記①②が提出不可の場合、別途協議して定めた資料	☐	☐	
7 土地登記簿及び公図の写し（コピーでもよい。縮尺どおりA3）	☐	☐	
8 担当者及び審査者の資格及び雇用形態を確認するための資料（以下①及び②）が添付されているか。	☐	☐	着手時及び完了時に再度確認※
① 沖縄県土木建築部「磁気探査業務における管理技術者の資格」の示す資格要件に係る登録書、認定証等の写し	☐	☐	※提出書類との確認（書類の再提出ではない。）
② 担当者及び審査者が設計又は施工者（磁気探査業務）との雇用形態を確認できる資料（健康保険被保険者証等の写し）	☐	☐	
9 設計又は施行者が申請物件に係る磁気探査業務で使用する予定している磁気探査機器（借用を含む）の品質証明（合格証）の写し	☐	☐	着手時及び完了時に再度確認※
10 設計又は施行者が加入している保険等の状況について生産物賠償責任保険、労働災害総合保険等の写し	☐	☐	着手時及び完了時に再度確認※
【その他】			
1 民間工事であることを 探査理由書に記載している か。	☐	☐	
2 申請物件は、 磁気探査について他の補助金を受けてないかどうか調べることを探査理由書に記載している か。	☐	☐	
3 注文書及び注文請書は、確実に申請者と磁気探査業者間で締結されるか。	☐	☐	契約は、交付決定後
4 沖縄総合事務局の不発弾等事前調査データベースシステムにより、過去の磁気探査の実施の有無について確認している。また、申請地において過去に土地の改変を伴う事業が実施されていれば、その事業者に過去の磁気探査の実施の有無について確認している。	☐	☐	
5 申請者の押印を不要としているが、申請者本人であることを証明できる資料があるか。（社員証や名刺、郵送であれば郵送元、メールであれば本文やメールアドレス、等）	☐	☐	

沖縄県住宅等開発磁気探査費補助金完了報告書 チェックリスト 3/4

※令和7年8月1日以降に検査を行う案件から適用する。

申請者(施主) 電話			工事予定地			
申請書作成者	会社名				電話	
	担当者		電話		審査	
県防災危機管理課	担当者		技術支援員		磁気探査完了日	

チェック項目	確 認		備 考
	申請側	県 側	
【完了検査】			
1 磁気探査完了後、14日以内に完了報告書を提出する。	☐	☐	
【完了報告書】			
1 交付決定、施主との磁気探査契約、磁気探査の実施の順となっているか。	☐	☐	
【添付書類】			
1 探査測線図(探査範囲(面積、深さ)が確認できるもの。)	☐	☐	
2 実施数量等が確認できる図面を添付すること。	☐	☐	
3 探査実地状況写真(□敷地廻り及び全体が確認できるように撮影する。□撮影日付記入。□撮影方向がわかる図)が添付されているか。	☐	☐	
4 磁気異常箇所図面及び写真(各異常点が確認できるもの)	☐	☐	
5 記録紙原本(探査測線・延長がわかるように添え書きしたもの)	☐	☐	
6 埋没発見台帳	☐	☐	
7 施主との磁気探査業務契約書(収入印紙付)の写しが添付されているか。	☐	☐	
8 沖縄県住宅等開発磁気探査費補助金交付決定通知書の写しが添付されているか。	☐	☐	
9 着手届	☐	☐	
10 建築確認済証の写し(申請時に提出していない場合)	☐	☐	
11 電子媒体(CD-R等)2部・報告書1部を提出する。	☐	☐	
12 磁気探査機器の写真と使用機器の性能試験成績証明書が整合しているか。	☐	☐	
13 現場着手前実施にした磁気探査機器の精度管理資料が添付されているか。	☐	☐	
14 消滅探査の記録紙は、あるか。	☐	☐	
15 必要に応じて既設構造物反応の異常箇所の図面及び写真。	☐	☐	
16 申請書チェックリスト2/4 【添付書類】8,9,10は再度確認済か。	☐	☐	

沖縄県住宅等開発磁気探査費補助金完了報告書 チェックリスト 4/4

チェック項目	確認		備 考
	申請側	県 側	
【探査図面・数量計算書】			
1 図面目録は、添付されているか。	☐	☐	
2 特別な場合を除き図面の縮尺は、1/100、1/200、1/250、1/300、1/500、1/600のスケールで測れる縮尺になっているか。	☐	☐	
3 原則として文字数字は、2.0mm以上になっているか。	☐	☐	
4 平面図に方位は、記載されているか。	☐	☐	
5 申請時の図面及び数量は、実施と比較できる図面、数量であるか。	☐	☐	
6 数量計算は、計算段階で小数点第2位を四捨五入1位止めとし、最終数量で切捨てとし、整数止めになっているか。	☐	☐	
7 実施探査図面数量から数量計算書への計上は、整合性が図られているか。	☐	☐	
8 数量計算書は、2人以上でチェック✓されているか。	☐	☐	
【写真管理】			
1 着手前・着手後(日付)の完了写真はあるか。	☐	☐	
2 敷地境界の位置確認を行っているか。	☐	☐	
3 探査の測量状況及び位置出し及び位置出し確認立会(建築施工者等)がなされているか。	☐	☐	
4 使用機器の写真は、撮影されているか。	☐	☐	
5 着手前に探査機器の精度管理は、実施状況が撮影されているか。	☐	☐	
6 消滅探査の写真は、撮影されてるか。	☐	☐	
7 鉛直探査の写真撮影頻度は100%、動画撮影頻度は10%以上で管理されているか。(下方安全確認含む) 動画撮影は1つの測点につき、作業開始から終了まで連続して撮影すること。 鉛直探査の写真撮影頻度は最低4点以上かつ10%以上で管理されているか。	☐	☐	
【その他】			
	☐	☐	
	☐	☐	